

埼玉県介護現場革新会議設置要綱

（設置）

第1条 埼玉県において、介護現場における業務改善の取組を推進することを目的とし、関係団体等と協力して介護現場における諸問題を協議し意識共有を図るため、埼玉県介護現場革新会議（以下「革新会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 革新会議は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）介護現場の業務改善に関する施策の推進に関すること。
- （2）介護現場における介護ロボット・ＩＣＴ等の活用に関すること。
- （3）介護テクノロジー導入・業務改善支援センターの活動方針に関すること。
- （4）その他介護現場に係る諸問題についての必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 革新会議は、別表に掲げる者で構成する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第5条 革新会議には議長を置く。議長は埼玉県福祉部高齢者福祉課長の職にある者とする。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 革新会議は、議長が招集し、主宰する。

2 革新会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（関係者の出席）

第7条 革新会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 革新会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 革新会議の庶務は、埼玉県福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、革新会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月14日から施行する。

別表（第3条関係）

	団体・機関名	区分
1	一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会	事業者団体
2	公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会	
3	一般社団法人埼玉県在宅福祉事業者協議会	
4	埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会	
5	一般社団法人埼玉県介護福祉士会	職能団体
6	一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会	
7	公益財団法人介護労働安定センター埼玉支部	関係機関
8	一般社団法人埼玉県中小企業診断協会	
9	株式会社NTTデータ経営研究所	
10	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	
11	埼玉県福祉部高齢者福祉課	行政機関